○大分市旅館業法施行細則

平成9年3月31日

規則第47号

(趣旨)

第1条　この規則は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)及び大分市旅館業法施行条例(平成24年大分市条例第55号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平15規則29・平25規則4・一部改正)

(営業許可の申請書)

第2条　法第3条第1項の規定により、旅館業の営業の許可を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書(様式第1号)に関係書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

(営業許可書等の交付)

第3条　保健所長は、法第3条第1項の規定に基づき営業を許可したときは旅館業営業許可書(様式第2号)を、同条第2項又は第3項の規定に基づき営業を許可しないこととしたときは旅館業営業不許可通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(営業者の地位の承継の申請)

第4条　法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の規定により旅館業を営む者(以下「営業者」という。)の地位の承継の承認を受けようとする者は、その原因が合併によるものにあっては旅館業営業承継承認申請書(合併用)(様式第4号)に、分割によるものにあっては旅館業営業承継承認申請書(分割用)(様式第5号)に、相続によるものにあっては旅館業営業承継承認申請書(相続用)(様式第6号)に関係書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

(平13規則26・一部改正)

(営業承継承認書等の交付)

第5条　保健所長は、法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の規定に基づき営業者の地位の承継の承認をしたときは旅館業営業承継承認書(様式第7号)を、法第3条の2第2項又は法第3条の3第3項の規定に基づき営業者の地位の承継の承認をしないこととしたときは旅館業営業承継不承認通知書(様式第8号)を申請者に交付するものとする。

(平13規則26・一部改正)

(許可内容の変更等の届出)

第6条　営業者は、次の各号に該当するときは、省令第4条の規定により、10日以内に当該各号に定める届書に関係書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

(1)　旅館業営業許可申請書又は旅館業営業承継承認申請書の記載事項(営業の種別を除く。)を変更したとき　／旅館業営業許可申請書／旅館業営業承継承認申請書／記載事項変更届(様式第9号)

(2)　営業の全部又は一部を停止したとき　旅館業営業停止届(様式第10号)

(3)　営業を廃止したとき　旅館業営業廃止届(様式第11号)

2　営業者が旅館業に係る施設の構造設備を変更したときは、前項第1号の届書に変更後の構造設備の図面を添付しなければならない。

3　営業者が営業を廃止したときは、第1項第3号の届書に旅館業営業許可書を添付しなければならない。

(平12規則101・平13規則26・平15規則29・一部改正)

(宿泊者名簿)

第7条　法第6条第1項に規定する宿泊者名簿は、様式第12号によるものとし、3年間これを保存しなければならない。

(平12規則101・平13規則26・一部改正、平15規則29・旧第9条繰上、平25規則4・一部改正)

(水質検査)

第8条　条例第4条第2項第10号の水質検査(以下「水質検査」という。)は、1年に1回以上行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、毎日完全に換水していない浴槽内の浴槽水に係る水質検査は、1年に2回以上(塩素系薬剤以外のもので消毒される浴槽水にあっては、1年に4回以上)行うものとする。

3　第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げるものに係る水質検査を省略することができる。

(1)　原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水(以下この号から第3号までにおいて「供用水」と総称する。)のいずれか又は全ての消毒を行う場合　当該供用水のうち消毒を行ったもの

(2)　浴槽水の消毒を行わない場合　当該浴槽に注入される原湯及び原水(前号の規定により水質検査を省略することができるものを除く。)並びにこれらと同一の水源から供給される供用水

(3)　2以上の供用水(前2号の規定により水質検査を省略することができるものを除く。以下この号において同じ。)が同一の水源から供給される場合　当該同一の水源から供給される供用水のうち任意の1つ以外のもの

4　水質検査に係る結果の報告は、当該水質検査に係る結果の通知を受けてから15日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、水質検査を行った検査機関が発行する水質検査の結果書の写しを添付して行わなければならない。

(1)　営業者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

(2)　施設の名称及び所在地

(3)　水質検査を行った浴槽が循環式であるか否かの別

(平25規則4・全改、平25規則81・一部改正)

(基準緩和の判断)

第9条　保健所長は、条例第4条第3項の規定による基準の緩和を判断するに当たっては、同項の適用を受けようとする者から提出された共同浴室衛生措置基準緩和依頼理由書(様式第13号)により行うものとする。

2　保健所長は、条例第6条第6項の規定により準用する大分市公衆浴場法施行条例(平成24年大分市条例第54号)第4条第2項の規定による基準の緩和を判断するに当たっては、同項の規定の適用を受けようとする者から提出された共同浴室構造設備基準緩和依頼理由書(様式第14号)により行うものとする。

(平25規則4・全改)

附　則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附　則(平成12年規則第101号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際改正前の大分市旅館業法施行細則様式第1号、様式第4号、様式第5号及び様式第8号から様式第10号までの規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成13年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成15年規則第29号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附　則(平成17年規則第33号)

(施行期日)

1　この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際この規則による改正前の規則に規定する様式の用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成25年規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成25年規則第81号)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。